濱本眞實著

「聖なるロシア」のイスラーム

――一七－一八世紀タタール人の正教改宗――

磯貝眞澄

一

本書は、著者濱本眞實氏が二〇〇六年に京都大學に提出した博士學位論文をもとにしたものであり、[1]一七～一八世紀のロシアにおいてタタールと呼ばれたムスリムのうち、社會的上層に位置した人々の正教改宗をめぐる諸問題を檢討する學術書である。

一九九一年のソヴィエト社會主義共和國連邦の解體以降、ロシアを多民族帝國ととらえ、そこにおける非ロシア人を主たる檢討の對象とし、その歷史を分析するロシア帝國史研究は、ますます活況を呈している。本書は著者が自ら述べるように、その研究動向と方向を同じくし、歷史的にタタールと呼ばれたムスリムに焦點をあてる。日本においては、そうした近年のロシア帝國史研究の成果として、例えば豐川浩一氏が二〇〇六年に發表した『ロシア帝國民族統合史の研究――植民政策とバシキール人』が存在する。[2]これと比較すれば、著者濱本氏の研究の特徵の一つは、評者の印象では、檢討對象である非ロシア人についての記述がより詳細なことである。その理由は、著者が京都大學文學部西南アジア史研究室において研究を開始したためであろう。著者が本書で驅使する史料のほとんどはロシア語によるものだが、著者はそれらを、ロシア史だけでなく、テュルク語やイスラームについての專門知識にも基づき讀み解く。現在の國家の枠組みや國境を越えて歷史的な地域のまとまりに注目し、また大學の學科專攻編成などにおける西洋史や東洋史といった從來の專門分類にとらわれない歷史研究の必要が提唱されるようになって久しいが、本書はまさしく、そうした從來の複數の專門分野の知識を動員した研究となっている。

さて本書の目的は、一七～一八世紀の「ロシアのタタール上層階級の動向と、彼らのロシア化の過程を、ロシア政府の對タタール上層階級政策の推移と合わせて明らかにすること」である（本書一一頁）。

本書における「タタール」は、現在のロシア連邦タタルスタン共和國を構成する主要民族としてのタタールのみを指す用語ではない。タタールという言葉が意味する範圍は、著者が指摘するように、時代により、あるいはその言葉を使用する人間により、異なる。本書の「タタール」とは、一七～一八世紀のロシア史料における意味を踏襲し、「ノガイを含めた西部ジョチ・ウルス後裔諸國支配階層の出身者とその子孫、また、イスラーム化して史料にタタールと記される沿ヴォルガ地方の諸民族」という、歷史的な意味のそれである。著者によれば、一六世紀頃までのロシア史料では、現在チュヴァシ、マリ、バシキール、モルドヴァ、ヴォチャク（ウドムルト）などにカテゴライズされる人々もタタール

という名稱で言及されており、そうした狀況は一七世紀の史料においてもあり得るという（二七～二八頁）。

本書は、檢討の對象を、上述のように定義するタタールのなかの、社會的上層に位置した人々に設定する。彼らは「ロシア政府から土地や俸給を得る代わりに騎兵として戰爭に赴くことを義務附けられていた軍人階層」であり（一一頁）、史料に「軍務タタール」（служилые татары、あるいはслуживые татары）として登場する人々である（二八頁）。著者が檢討對象を上層の人々に限定した理由は二つある。一つは、民衆についての史料が僅少であるためである。もう一つは、タタール上層がロシア帝國支配層のなかに取り込まれ、ロシア化する過程を分析する作業が、「多民族帝國ロシアの成立過程の解明にもつながるはず」で、特に意義を有するからである（一一頁）。つまり著者は、ロシアがジョチ・ウルス後裔諸國を併合する場合に、その上層を支配層として取り込んだこと、そしてそれと同樣の政策をその後の西方への領土擴大においても取り、多民族帝國へと變貌していったとされることを踏まえ、問題設定を行なっている。

本書が主に檢討するのは、タタール上層の正教改宗、正教徒化をめぐる諸問題であるが、この場合の正教徒化は、ロシア化とほぼ同義である（一一頁）。ロシアにおいて非ロシア人が正教に改宗して新受洗者となると、「社會的にはともかく、法的にはロシア人になることができ」、その子孫は「二代、あるいは三代でロシア人に同化するのが一般的だった」ためである（二九～三〇頁）。

本書は、上述のような目的で、以下のような內容構成をとる。

序　章
第一章　一七世紀前半ロシアの非正教徒
第二章　タタール上層階級のロシア正教改宗――ロシア國立古文書館所藏「改宗文書」に基づいて
第三章　タタール上層階級のロシア化とロシア人貴族社會――一七世紀末のナルベコフ家系譜を手がかりとして
第四章　一七世紀のカシモフ皇國
第五章　一七世紀後半の正教化政策
第六章　一八世紀前半のロシア・ムスリム社會――タタール商人の臺頭
終　章

二

以下に、本書を構成する各章の內容を、評者の理解の限りにおいて紹介する。

第一章「一七世紀前半ロシアの非正教徒」（三三～七九頁）は、一七世紀前半のロシアにおいて社會的上層に位置する非正教徒がどのような狀況に置かれていたのかを、ロシア政府が彼らに適用した法令と、彼らがそうした法令による政策に對してとった對應とを檢討することで、明らかにする。著者はムスリムのタタール上層の狀況を、西方諸國出身のカトリック信徒やプロテスタントである非正教徒上層のそれと比較することにより、政府の政策の背景や目的を把握しつつ分析する。

一五世紀半ば以降、モスクワに亡命し臣從する、ジョチ・ウル

ス後裔諸國の支配層出身のムスリムが増加した。彼らはムスリムのままツァーリに仕官し、軍事勤務の報酬として封地を付與される軍務タタールとなったが、その待遇は同時期のロシア人士族と比較しても大きく異なるものではなかった。しかし軍務タタールと、西方出身の傭兵を比較すると、兩者とも非正教徒であるにもかかわらず、その待遇は異なっていた。西方出身の非正教徒は、ツァーリへの勤務を希望してロシア國境に到着するとすぐに食料を保證され、生活立ち上げの資金を支給され、封地も約束されるなど、非常に厚遇された。一七世紀になり、西歐から將來した軍事技術や知識による新編成軍が創設されると、そうした技術や知識を有する西方出身の非正教徒傭兵は、軍における重要性を増した。その一方で舊軍の主要な構成主體であったロシア士族と小士族、および軍務タタールの、軍における位置は低下した。

さて軍務タタールや西方出身傭兵などの非正教徒軍人は、ロシア士族や小士族に準ずる待遇を得ていたけれども、法的な權利については三つの點で制限されていた。それらは、土地に對する權利の制限、從僕所有の制限、信仰に關する權利の制限である。

土地に對する權利の制限については、一七世紀前半、非正教徒とロシア士族の間における土地の取引が基本的に禁止された。そのことにおける政府の最大の目的は、非正教徒の所有に渡る土地を限定することにより、非正教徒から宗教的な影響を受けるロシア農民の數を減らすことであった。ただし政府は、軍事勤務する非正教徒については、その封地を保護するという配慮で、軍務の忌避を防止しようとした。しかしいずれにせよ、一七世紀半ばまでに多くの軍務タタールが農民も小作農も持たない貧しい軍人となっていったことにかんがみれば、封地の取引を制限する一連の法令は、彼らにとって經濟的な束縛となったに違いない。

また軍務にある者は戰地に從僕を帶同する義務を負ったため、奴隷を所有する必要があったが、非正教徒は、法令により、正教徒の從僕を所有することを制限された。これもまた、非正教徒が正教徒に宗教的な影響を及ぼすのを阻止することを目的とした政策であった。ただし非正教徒の奴隷が自由になるために正教に改宗することもまた、法令により容易ではなかった。しかしそれはあくまで、政府が非正教徒の軍人に配慮したためだと考えられる。

上述のように政府が、非正教徒の土地に對する權利や從僕の所有を制限する法令を出したことには、正教の純粹性を護持しようとする正教會からの働きかけがあった。非正教徒に對する信仰に關する權利の制限については、西方出身の非正教徒のうちプロテスタントは、ある程度の制限のもと、教會や常任の牧師の存在を維持することができたが、カトリック信徒は教會を建設することも、常任神父を置くこともできなかった。ムスリムについても、沿ヴォルガ地方のムスリム民衆のモスク建設と維持は、制限のもとにあった。しかしながら著者によれば、一六世紀後半から一七世紀初め、政府は非正教徒に對し「一般に宗教的に寛容」（七一頁）な政策をとったという。その「宗教的寛容」の要素は、非正教の宗教施設や聖職者の存在が容認されたということと、非正教徒の正教への強制改宗が禁止されたということの二つである。實際にイヴァン四世は沿ヴォルガ地方のムスリムの強制改宗を禁じたし、軍務タタールもある程度の信仰の自由を認められた。

そして非正教徒は、上述の土地に對する權利や從僕の所有を制

限する法令により被るデメリットを、正教改宗という對應をとることにより解消することができた。その意味では、これらの權利制限は「正教化政策という面から見ても一定の效果を有していたとみてよい」（七六～七七頁）。つまり一七世紀前半、ロシアの非正教徒は「穏やかな」（七七頁）正教化政策のもとにあった。軍務タタールの正教改宗者は、改宗當初は新受洗者としてロシア人と區別されたが、その後ロシア人と同化した。彼らは軍においても、軍務タタールや新受洗者の軍ではなく、ロシア軍に編入されるようになっていった。西方出身の新受洗者についても狀況は同じであった。

著者は以上の分析をまとめ、一七世紀前半のロシアにおける軍務タタールと西方出身の傭兵を比較した場合、政府が、軍における位置づけとそれに由來する經濟的待遇については前者を後者よりも低位に置いたにもかかわらず、正教や正教徒とかかわる問題については兩者を同樣に扱ったという事實は、政府の宗教的な配慮が強かったことを示すものであると説明する。

第二章「タタール上層階級のロシア正教改宗――ロシア國立古文書館所藏『改宗文書』に基づいて」（八一～一〇五頁）は、ロシア國立古文書館（Российский государственный архив древних актов, РГАДА）所藏のタタール文書（Татарские дела）に含まれる、ムスリムによる正教改宗を扱った文書（著者はこれを「改宗文書」と呼ぶ）に依據し、一七世紀ロシアにおける、タタール上層を中心としたムスリムの正教改宗の實態を明らかにする好論である。

タタール文書は約五〇〇點現存し、なかにはアラビア文字表記テュルク語で書かれたものも存在するが、ほとんどはロシア語による。著者が史料とする改宗文書は、これらタタール文書のうちの一五二點である。これらは一六一六年から一七〇七年までの約一世紀の間に作成された文書であるが、多くは一七世紀前半のものである。これらを內容からみれば、最も多いものは、軍務タタールや、正教改宗後に封地を授與され軍務に就いたロシア領外からの臣從[3]者が、正教改宗の褒賞を請う嘆願書である。著者はこれらの改宗文書から判明する、正教改宗の主體、動機、手順を詳說する。

正教改宗の主體のほとんどは、上述のように、軍務タタールや、正教改宗後に封地を付與され軍務に就いたロシア領外からの臣從者である。彼らは多くの場合、家族とともに正教に改宗した。彼らは改宗すると、改宗前のムスリム社會における身分に應じて、新たな身分を付與された。改宗前にミールザーやビイの稱號を有していれば、改宗後は公（князь）の身分を付與された。著者が調査した改宗者三二五名のうち七〇名、約五分の一が公の身分を得ているという。

正教改宗の動機について著者は、それが改宗に對するツァーリからの褒賞として得られる、經濟的な利益と社會的な地位であったと分析する。政府も正教會も建前では、褒賞を得るための改宗を認めていなかったが、實際には褒賞を與えることで改宗を促した。そしてムスリムは政府から褒賞を獲得するために受洗したのである。改宗を希望する者は洗禮の前に衣服が與えられた。洗禮の後には、銀器、高價な布類、毛皮、馬などの物品にくわえ、現金も下賜された。上述のように改宗前の身分に應じた身分も授與

され、封地や俸給についても厚遇された。軍務タタールのうちミールザーは、正教に改宗し公の稱號を與えられると、封地や俸給を倍增された。また、そうした改宗者の家族の改宗に對しても褒賞が授與された。褒賞は改宗すれば當然に與えられるものではなく、外務廳への嘆願書の提出とその受理という手續きを經て授與された。そのため新受洗者は大量の嘆願書を作成し提出した。

正教への改宗手順には、モスクワで改宗する方法と、改宗希望者が居住する地方で改宗する方法の二つがあった。地方に居住する改宗希望者はまず、當該の地方長官に改宗を希望する嘆願書を提出した。地方長官はツァーリの許可を得て、改宗希望者をモスクワに送るか、あるいは地方で改宗させた。いずれにせよ政府は、タタール上層の正教改宗において、改宗希望者と正教會の間で非常に大きな役割を果たした。すなわち具體的な手順を追ってみると、モスクワで改宗する者はツァーリに宛てて改宗希望の嘆願書を提出し、その改宗嘆願書は外務廳で處理された。改宗希望者は、外務廳で身分や封地、俸給、改宗を希望する動機などを審問され、宮内廳か總主教府に送達された。そしてモスクワ近邊の修道院で原則として四〇日間、國庫から扶養費用を支給されつつ、正教の教義を學習した。その後、形式的にはツァーリに、實質的には外務廳において選定された洗禮親の立會いのもと、受洗したのである。またモスクワ以外の地方で改宗する者は、地方の修道院における教義學習を經て、受洗した。高位の者が改宗すれば、改宗後にツァーリとの謁見が準備されたが、それも謁見を希望する嘆願により行なわれたという。

著者は、以上のような事實を、政府にとり非正教徒上層の正教化がどれほど重要であったのかを示すものであると結論付ける。

第三章「タタール上層階級のロシア化とロシア人貴族社會――一七世紀末のナルベコフ家系譜を手がかりとして」（一〇七～一二六頁）は、一七世紀末に作成されたロシア貴族の系譜史料から、當時のロシア人貴族社會において、タタール貴族に出自を持つことが誇るべきことであったと指摘する。

著者はまず、政府が一六～一七世紀に編纂した「君主の系譜書」と「バルハトの書」[4]という二つの系譜史料に登場する、祖先をジョチ・ウルスに求める系譜が虚構であったことを確認する。次に、ロシア貴族が自らの出自を虚構の傳説を創作してまで草原の貴顯に求めたという事實に着目し、一七世紀末に系譜院に登錄されたナルベコフ家の系譜の内容を分析する。

ロシア國立古文書館收藏のナルベコフ家系譜には、封地や職務を證明する書類などとともに、一族の紋章と、一族を稱える頌詩が添附されている。紋章はムスリム出自の象徴としてターバンの圖柄が描かれたものである。また、著者が全文の日本語譯を作成し提示する頌詩は、一族の者らがムスリム貴顯の出自であること、モスクワ大公に臣從したこと、モスクワ大公を洗禮親として正教に改宗し褒賞と相續領を下賜されたこと、カザン戰爭でムスリムと勇敢に戰い重傷を負ったけれども、その軍功がツァーリに認められたことを謳う。著者は特にこれらの紋章と頌詩の内容から、一七世紀末のロシア人貴族社會では、正教徒かムスリムかという宗教的な出自よりも社會的に上層の出身であるという身分の問題の方が重要であり、タタール貴族出自は誇りであったと指摘する。

第四章「一七世紀のカシモフ皇國」（一二七～一六一頁）は、

一七世紀のロシア政府のカシモフ皇國に對する政策を、タタール上層政策の一環として位置づけ、分析する。

カシモフ皇國は、一五世紀半ばにモスクワ大公がカザン・ハンの皇子カースィムに、モスクワの南東、オカ河岸の地域を與えたことにより成立した、テュルク系ムスリムの政權である。その君主はハンと稱され、モスクワ大公によってチンギス裔の者のなかから選ばれる存在であった。ロシア政府は一七世紀を通してカシモフ君主の權限を徐々に削減し、その世紀末には政權そのものを取り潰す。

著者は一七世紀のカシモフ皇國と、政府からノガイのミールザーに下賜されたロマノフの町を比較し、いずれも君主あるいは領主の地位が名目的なものであり、領地支配の權限が限定されていったということを指摘する。またロシア政府は、カシモフ皇國における事實上最後の君主となったサイイド・ブルハンの權限を縮小していき、一六五四年には彼を強制的に正教に改宗させ、彼の死後しばらくしてカシモフ皇國そのものを潰したが、その間にはカシモフ皇國のタタールのもとにいる正教徒從僕の存在が問題とされた。著者は、そうしたロシア政府のカシモフ皇國に對する諸々の政策が當初から政權の取り潰しを狙ったものではなく、次に述べるようなタタール上層政策の一環として實施されたのだと議論する。

その一七世紀後半におけるロシア政府のタタール上層に對する政策を解説するのが、第五章「一七世紀後半の正教化政策」（一六三～一八四頁）である。

ロシア政府は一七世紀の半ば、および一六七〇～八〇年代にかけて、ムスリムを含む非正教徒に對し、正教改宗を促す政策を推し進めた。

一七世紀半ば、非正教徒は封地や相續領を所有することも、正教徒の從僕を所有することも嚴しく禁止された。プロテスタントである「ドイツ人」は正教徒からの隔離政策の對象となり、ムスリムは、カシモフ君主サイイド・ブルハンの正教改宗の例に見られるように、様々な改宗壓力をかけられることとなった。政府は沿ヴォルガ地方においては、軍人のような社會的上層の人々だけでなくより下層の人々も、またムスリムだけでなくモルドヴァ、チェレミス、カルムィクらも宣教の對象とし、軍隊を投入した強硬な改宗すら行なった。こうした政策の背景には、同時期の正教會における、正教の純粹性を護持しようとする敬虔派の教會刷新運動や、總主教ニコンによる教會改革、そしてそれらによりロシアがあらゆる正教徒の盟主であるという意識が高まったことなどがあった。

しかしながら一七世紀半ばの段階では、非正教徒軍人の正教化はそれほど進展しなかったという。なぜなら西方出身者は正教に改宗するかわりにロシアから退去することができたし、ムスリムの軍人は依然として特に南部防衛に貢獻する存在であり、彼らに對し嚴格に罰則を適用することは困難であったからである。

政府が非正教徒の改宗を強く促す嚴しい政策を採るようになるのは、一六七〇年代以降である。西方出身の傭兵には、俸給の半分を現金、殘りの半分を鹽で支給するという命令が發出された。また多くの西方出身者が、軍務を避け、正教徒のみが就き得た行政職に移るため、正教に改宗した。そしてオスマン帝國とのバフ

チェサライ休戰協定の後に傭兵の雇用が削減されると、非正教徒の傭兵には自費でロシアに居住するか、ロシアから退去するかの二者擇一を迫る命令が出され、實際に傭兵數は激減した。ムスリム軍人である「ミールザーとタタール」に對しても、改宗を促す法令が次々に發出された。著者によれば、これらの法令は、新受洗者に對する改宗の褒賞を保證するものと、非改宗者に對してデメリットを課すものの二つに分類され得る。新受洗者に對する褒賞については、遺產を優先的に相續し得る權利を付與する法令と、軍務を免除する法令が追加された。非改宗者にデメリットを課す法令には、非改宗の軍務タタールを強制的に移住させるもの、正教徒農民と正教徒が居住する土地の所有を禁止するものがあった。非正教徒の民衆には一七世紀半ばから繼續して正教化政策が採られていた。ロシア政府の政策は、一六八〇年代にはツァーリ交代などの政治的な理由により一貫性を缺くこともあったが、全體としては非正教徒に對する改宗壓力を增大させるものであった。その背景には、著者によれば、正教會における總主教ヨアキムの意向があり、さらにムスリムについては、ロシアとオスマン帝國との對立の問題も存在したと考えられる。

著者は、こうした政策の結果、軍務タタールのうち最上層の正教化が進展し、一七世紀末には「少なくとも數百の規模の軍務タタールによる正教改宗があったと推測して誤りはない」（一七五頁）と述べる。そしてロシア政府が非正教徒に對し、西方出身か東方出自かにかかわらず、正教に改宗するよう壓力をかけたという事實から、政府が正教徒と非正教徒を二項對立的にとらえ、宗教的な配慮の變化に應じて政策を變更したと考える。

一方でロシアの中心部および沿ヴォルガ地方以外、つまりシベリアや草原地域では、ムスリムに對して正教改宗を強制するような政策は採られなかった。著者はこの事實をあわせて考察し、「一七世紀後半の沿ヴォルガ地方における正教化政策の再強化は、沿ヴォルガ地方がすでに周緣ではなくなった、あるいはなくなりつつあったということを示している」（一八四頁）と指摘する。

さて第六章「一八世紀前半のロシア・ムスリム社會――タタール商人の臺頭」（一八五～二二三頁）は、第五章までとは若干毛色の異なる章である。なぜならこの章は、前半では第五章までと同樣にムスリムの正教改宗の問題を檢討するが、後半においては、正教に改宗しなかったムスリムの活動に焦點をあてるからである。

一八世紀になるとピョートル一世は、正教に改宗せずムスリムにとどまっている軍務タタールの行政上の地位を農民と同等の位置まで引き降ろした。具體的にはまず、正教徒農民が居住する領地を有するムスリムは、正教に改宗しない場合、その土地を實際に沒收された。また軍務タタールは、受洗しなければ、ペテルブルクなどの町や要塞の建設作業、軍艦建造のための森林伐採や運搬作業を課せられた。さらに彼らは、もともと貴族や役人らと同樣に人頭稅と徵兵[5]を免除される地位にあったのだが、農民と同じように人頭稅を課せられ、徵稅の對象とされるようになった。一八世紀前半に實施されたこれらの政策により、「上層階級としての軍務タタール層は、事實上消滅した」（一八九頁）。彼らの多くは國有地農民となったが、商人やウラマーになった者も少なくなかったという。

それとともに一八世紀は、軍務タタールなどの社會的上層のみ

ならず、特に沿ヴォルガ地方においては非正教徒の民衆も組織的な正教化政策の對象となった時代である。それらの政策には、新受洗者に對する徵兵の免除と免稅特權の付與、正教教義の教育があった。一七三一年にはヴォルガ中流のスヴィヤシスクに新受洗者事務所という、政府が管轄する組織が設置され、非正教徒に對する宣教活動に從事した。政府は一七四〇年から非正教徒の正教化政策を一層強化し、新受洗者すべてに褒賞金と免稅を約束して、その免稅分の稅を非正教徒に課すなどの政策を採った。政府はこの時期にも強制改宗を禁止したが、宣教師が強制改宗を行っているという事實を把握しても、對策を講じないことが多かったという。結果、特に一七四〇年代には多くの新受洗者が誕生した。しかしその多くはもともとムスリムではなくアニミストであり、ムスリムはこうした正教化政策を逃れ、それとは異なる政策が採られていた南ウラル地方に移住していった。

南ウラル地方における正教化政策は、沿ヴォルガ地方と比較すると、緩やかなものであった。そのため、そしてさらに一七三五～四四年のオレンブルク建設にともなう移住奬勵政策のために、一八世紀には沿ヴォルガ地方から南ウラル地方へのタタールの移住が進展し、それはバシキールのイスラーム化を促進する結果となった。南ウラル地方でタタールのウラマーが活動し、モスクやマドラサを建設するようになったからである。ロシア政府は、こうしたタタールのウラマーの存在や活動を、政府の承認を受けることを條件として認めた。

ロシア政府は、上述の政策に並行して、オレンブルクを據點とした中央アジア貿易を奬勵した。タタール商人は、中央アジアの商人と宗教を同じくし、言語も近かったために、中央アジア貿易を牽引する役割を果たした。一八世紀には特に、カザン縣出身のサイード・ハヤーリンというタタール商人が、ロシア政府の意向に沿うかたちで、カザン地方のタタールに呼びかけ、オレンブルグ近郊のカルガルに移住して中央アジア貿易に從事した。カルガルはタタール商人の町として發展し、沿ヴォルガ地方でムスリムに對して嚴しい正教化政策が採られていた時期にも、カルガルでは商人の財力によって次々にモスクやマドラサが建設された。そのためカルガルは、沿ヴォルガおよび南ウラル地方におけるイスラーム教育の中心としても發展し、多くのウラマーを輩出した。

すなわち著者は、一八世紀前半の沿ヴォルガ地方における嚴しい正教化政策によって社會的上層としての軍務タタールは消滅したが、彼らのなかには商人になった者が少なくなく、一八世紀半ば以降は沿ヴォルガ地方のタタールの移住先であった南ウラル地方において、タタール商人やウラマーが活躍するようになるという流れを提示するのである。

三

以下に、評者が本書を通讀して抱いた疑問を記すことで書評といたしたく思う。

一つめの疑問は、ロシア政府のムスリム上層正教化政策の時期區分にかかわるものである。

上述のように著者は、その時期を一七世紀前半と後半に區分し、性格づける。前者は、政府が非正教徒を「穩やかな」正教化政策のもとに置いた時期であり、後者は「宗教的寬容」を失って嚴し

い政策を採った時期である。しかし著者が丁寧に提示する、ロシア政府が發出した法令などの史料からは、その時期區分による性格の違いがそれほどまでに明白ではない。むしろ評者は本書から、ロシア政府が一七世紀全體を通して、モスクワを中心とする地域から沿ヴォルガ地方にかけてのムスリム上層に對する正教改宗壓力を徐々に強めていき、一六七〇年代からは特にそれまで以上に嚴しく對處するようになった、という印象を受けた。このような印象が生じる原因の一つはおそらく、一六四九年會議法典をはじめとする、一六四〇年代の法令の解釋が難しいためであり、もう一つは、著者が一七世紀半ばには非正教徒軍人の正教化に目立った進展がなかったことを指摘しているからであろう。これについての著者の見解がもう少し整理されれば、印象は異なるものになったかもしれない。

またこれに關連して、本書では上述のように、ロシア政府が、一七世紀半ばから沿ヴォルガ地方において、非正教徒の民衆に對し、時に軍隊までも投入するような嚴しい正教化政策に着手したという事實が指摘される。そうした民衆を對象とする政策が、軍務タタールなどの社會的上層に對する政策とどのような關係にあったのかがいま少し説明されれば、正教化政策の時期區分の問題についての著者の見解が、一層わかりやすかっただろう。[6]

二つめは、ロシア政府の政策を、「宗教的寛容」という概念を前面にだして解釋することが、どれほど妥當か、という疑問である。

著者は上述のように第一章において、「宗教的寛容」の具體的な内容を、非正教の宗教施設や聖職者の存在が容認されたことと、非正教徒の正教への強制改宗が禁止されたことであると説明するが、そのうえで本書の結論として「正教に基づいた帝國へと脱皮しつつあった一七世紀末のロシアは、すでにムスリム上層階級の存在を許容できる宗教的寛容を失って」おり、また「キリスト教とその文化圏の進んだ文明を『蒙昧』な民に廣めていくべきであるとする『文明化の使命 civilizing mission』」（二三一頁）というイデオロギーに基づいた政策を採ったのだと説明する。しかし同時に著者は、ロシア政府がそのように「ムスリム上層階級を排除し、大規模な正教化政策を展開できたのは、もともと望ましいと考えられていた正教化政策を推進する際に發生する損失を無視できるようになった、ロシアの國力の増大という要素があったことを忘れてはならない」（二三一頁）とも述べる。すなわち著者は、本書の最後において、一七世紀末から一八世紀前半のロシア政府のムスリム正教化政策が、まずは「宗教的寛容」の有無や「文明化の使命」といった宗教・思想的な背景により推進されたという見解を示すとともに、そうした政策推進を可能にしたロシアの國力の増大を付加的に指摘する。これらの見解や指摘はいずれももっともである。しかし本書の主要な檢討對象がロシア政府のムスリム正教化政策の具體的施策であり、實際に本書のかなりの部分がロシア政府の發出した法令の詳細な分析で占められるということからすれば、本書は、著者が強調するような宗教・思想的な背景よりもむしろ、實利的な要素、すなわち政策選擇において自らの國力を踏まえるという、ロシア政府のプラグマティックな態度（およびそうした政策の對象となった人々のプラグマティックな姿勢）を細部にわたり描いていると言えるのではないだろ

うか。少なくとも評者は、本書をそのようなものとして讀み進め、大變に興味深く感じた。すなわち裏を返せば、本書では、ロシア政府のムスリム正教化政策の背景にあったはずの宗教・思想的な問題は、詳述されていない。このため評者は、「宗教的寛容」という概念を前面にだした説明に、いささかとまどいを感じざるを得なかった。

もう一つの疑問は、第六章にかかわるものである。著者は、一八世紀前半に沒落した軍務タタールのなかから商人が生まれ、彼らムスリム富裕層の經濟力をもとに、ウラマーが活發な活動を開始するという圖式を提示する。しかしながら、軍務タタールが商人になっていったということは、著者が自ら記すように（二一〇頁）、確實な事柄として解明されてはいない。この問題は、ヴォルガ・ウラル地域のテュルク系ムスリムの歴史を、封建領主層（に相當するような社會層）が沒落するかわりに商人層が臺頭し、商人層が知識人らの活動を支援することにより、政治運動（いわゆるジャディード運動）が展開していくという、ある種典型的な圖式に從って敍述することがどの程度適切かという、極めて重要な問いに直接關係する。それゆえこの問題は、今後あらためて愼重に檢討されるべきであろう。

以上、評者の關心のままに、いくつかの疑問を記した。しかしこれらの疑問は、著者が本書を、從來の專門分野の區分にとらわれない柔軟な姿勢と廣い視野を持ちながら、様々な史料を丁寧に讀み解き分析するという徹底して實證的な手法でまとめあげたことを傷つけるようなものではない。本書と研究對象を共有する研究は管見の限りそれほど多くないが、そのなかでも近年發表されたものである、カザンの研究者ノグマーノフの研究と比較しても、著者濱本氏の柔軟さや視野の廣さ、とりわけ本書第二章に特徴的な、難解な未公刊の文書史料を緻密に檢討し新たな事實を明らかにする姿勢は際立っている。[7] そのように國際的にも非常に高い水準にある本書は、ロシア・ムスリム史、ロシア史や中央ユーラシア史の專門家に新たな知識を豐富に提供するだけでなく、西洋史や東洋史といった從來の專門區分の枠組みに收まりきらない歴史研究を意圖する様々な專門家に、研究の視點や手法といった諸點で、必ず何らかの貢獻をするものであると言える。

註

（1）著者が博士學位論文の提出以前に學術雜誌に發表し、博士學位論文に利用した學術論文三篇、博士學位論文における書き下ろし、および以後に發表した一篇がもとになっている。それら雜誌掲載論文は以下である。濱本眞實「一七世紀ロシアにおけるムスリム・エリートのロシア正教改宗について――ロシア國立古文書館所藏『改宗文書』に基づいて」、『西南アジア研究』五八號、二〇〇三年、五七～八二頁；同「テュルク系エリートのロシア化とロシア人エリート社會――一七世紀末のナルベコフ家系譜を中心に」、『内陸アジア史研究』二〇號、二〇〇五年、四五～六五頁；同「一七世紀ロシアにおける非ロシア正教徒エリート政策」、『スラヴ研究』五二號、二〇〇五年、六三～九八頁；同「タタール商人の町カルガルの成立――一八世紀前半ロシアの宗教政策と東方進出」、『東洋史研究』、六五巻三號、

二〇〇六年、五五〇～五八二頁。

（2）豐川浩一『ロシア帝國民族統合史の研究――植民政策とバシキール人』、北海道大學出版會、二〇〇六年。

（3）こうした人々の多くは、著者によれば、ノガイ・オルダの貴顯であり、その他に北カフカス、イラン、オスマン帝國やクリミア・ハン國などからロシアに臣從した者がいた。

（4）「君主の系譜書」は、ロシアの君主と、君主に仕える最も有力な家系の系譜が記された書物である。一六世紀半ばに編纂された。一七世紀末に編纂された「バルハトの書」は、ツァーリに仕える約五〇〇の家系の系譜が記載された系譜書である。

（5）軍務タタールが負う軍務は、ロシア貴族・士族らに課せられる勤務義務にあたり、徵兵とは異なるものであった。

（6）ただし評者は、この時期區分そのものに異議を唱えるものではない。本書と研究對象の重なる近年の研究に、ノグマーノフによるものがあるが（*Ногманов Айдар И.* Татары Среднего Поволжья и Приуралья в российском законодательстве второй половины XVI-XVIII вв. Казань, 2002; Самодержавие и татары: Очерки истории законодательной политики второй половины XVI-XVIII веков. Казань, 2005）、彼もまた、一七世紀後半からロシア政府の「反ムスリム傾向」が強まったと分析する。

（7）ノグマーノフの關心は、あくまでヴォルガ中流域と沿ウラル地方のタタールの歴史を敍述することにある。またノグマーノフの主要史料は一貫して、ロシア政府が發出した法令である。См. *Ногманов А. И.* Указ. соч.

二〇〇九年二月　東京　東京大學出版會

A五判　七＋二八三頁　七二〇〇圓